

「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の施行に伴う政令（案）、内閣府令（案）、ガイドライン（案）等」についての意見

日本生活協同組合連合会

日本生協連では、共通の原因で多数の消費者に生ずる契約被害を回復するための訴訟制度の必要性から、全国消費者団体連絡会、消費者機構日本など賛同54団体とともに「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」の成立を求める取り組みをおこなってきました。同法が2013年12月4日に成立し、「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」を経て、このたび「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の施行に伴う政令（案）、内閣府令（案）、ガイドライン（案）」がとりまとめられたことを歓迎いたします。

この新しい制度を有効に機能させることが重要であるとの観点から、以下の点について意見を申し述べます。

## 意見

1. 特定適格消費者団体が新制度を用いる対象事件の選定は、団体の自主的な判断によるべきです。「特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン（案）」の「報酬及び費用等についての監督」において、事件の選定状況は監督対象から除外してください。

「特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン（案）」では「特定適格消費者団体の報酬及び費用並びに被害回復関係業務全体の運営からみて特定適格消費者団体が過剰な報酬を目的として恣意的な事件の選定をしていないかについては、被害回復関係業務の安定的な運営及び信頼性を確保するため、十分な監督を行う必要がある」としています。しかしながら、そもそも、事件の選定は、団体の規模、地域性、事件に関する提供情報の内容といった要素を考慮して総合的に行われるものであり、各団体の自主的な判断を尊重すべきだと考えます。「過剰な報酬」や「恣意的な選定」という評価は、判断基準が不明確であり、事件選定をするにあたっての不必要な萎縮効果を

持つことが懸念されます。

2. 特定適格消費者団体への財政面・情報面での支援を具体化してください。

訴訟を起こすには多額の費用が必要で、新制度を持続的に運用するためには、特定適格消費者団体への財政支援が重要です。国の関係機関等からの無利子・低利子の貸し付け制度など財政面での具体的な支援が必要だと考えます。

また、特定適格消費者団体が消費者被害情報を迅速に把握し、速やかに行動するためには、行政の持つ消費生活相談情報を提供するなど、情報面での支援も大切です。特にPIO-NET情報は各地の消費者被害が集約されており、初動を円滑に進めるために重要です。事案の処理結果など、被害回復に必要な情報の提供を求めます。

3. 本制度については、制度の活用主体となるであろう適格消費者団体の意見をもとに見直しを行った上で、早期に公布、施行してください。

「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の施行に伴う政令（案）、内閣府令（案）、ガイドライン（案）」は、「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」報告書の内容をふまえたものであり、基本的には「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」の制度主旨に沿う運用に資するものであると評価します。詳細な実務内容については、本制度を活用する主体となることが期待されている適格消費者団体の意見を十分に聴き、必要な見直しをした上で、早期に公布、施行されることを要望します。

以上